

「公社債投資家別売買高」の集計対象となる公社債（取引）の範囲

集計対象となる取引

会員（証券会社）及び特別会員（登録金融機関業務に係る取扱いのみ）の本店、支店、その他の営業所において、当月中に取り扱った公社債の条件付売買分を除いた一般売買（店頭取引及び金融商品取引所市場における取引）。

集計対象となる公社債

個人向け国債、新株予約権付社債、外貨建債券を除くすべての公社債。

外国政府、外国政府関連機関、外国法人等が国内において発行した債券については、本邦通貨建ての債券に限ります。外貨建て外債は集計対象外です。また、デュアル・カレンシー債、逆デュアル・カレンシー債についても集計対象外です。

社債、株式等の振替に関する命令第 10 条の 11 第 2 項に規定する短期外債は集計対象外です。

集計対象となる公社債の詳細については、「「公社債種類別店頭売買高」の集計対象となる公社債（取引）の範囲」に記載の表をご参照ください。

また、各投資家区分の集計対象範囲については、「投資家区分表」をご覧ください。